職員募集、市政の動き

## 長浜税務署、税



# 市職員を募集します

職種	採用予定人員	受 験 資 格	
社会福祉士 (上級)	1人	次の要件を満たす人 昭和56年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士の資格を有する人 (平成23年3月31日までに取得する見込みの人を含む)	
保育士職· 幼稚園教諭職	若干名	次の要件をすべて満たす人 ア 昭和46年4月2日以降に生まれた人 イ 保育士の登録をした人(平成23年3月31日までに登録見込みの人を含む) ウ 幼稚園教諭1種または2種の免許状を有する人(平成23年3月31日までに取得 する見込みの人を含む)	

**■第1次試験日** 2月5日(土) **■申込受付締切** 1月19日(水)

【受験申込書配布窓口】

長浜市役所総務部人事課·各支所地域振興課

【受験申込窓口】 長浜市職員選考委員会(長浜市役所人事課内)

〒526-8501 長浜市高田町12番34号(☎65-6502)

★受験申込書を郵送で請求される人へ

封筒の表に『○○職受験申込書請求』と朱書きし、返信用 封筒(角型2号=33cm×24cmの封筒に120円切手を貼っ て、宛名を明記したもの)を同封して、左記まで送付して ※市ホームページからダウンロードすることもできます。

# (11月16日~12月15日)

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の 皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」にな ったか概略をお知らせします。

#### 第2回新ながはまづくり市民懇話会

【内 容】6支所(旧6町)地域の現況把握。 【結 果】6支所(旧6町)地域の現況について支所長から説明を受け、意見交換した。

【担**当課**】新市政推進戦略課 (☎65-6505)

#### 第6回長浜市景観審議会

【内 容】長浜市景観まちづくり計画(一部改定案)について、屋外広告物に関する独自規制基準(案)につい て、大切にしたい長浜の景観「ながはま百景」の選定について。

果】平成23年から施行する長浜市景観まちづくり計画(一部改定案)について審議。また、平成24年 度施行予定の市屋外広告物条例の規制基準(案)や「ながはま百景」の選定に関して意見交換した。

【担当課】都市計画課 (☎65-6562)

#### 第2回長浜市総合計画審議会

容】6支所(旧6町)地域の現況把握。

果】6支所(旧6町)地域の現況について支所長から説明を受け、意見交換した。

**【担当課**】新市政推進戦略課 (☎65-6505)

### 第5回長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市民会議

容】長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について

【結果】長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について検討した。

【担当課】環境保全課(☎65-6513)

#### 長浜市教育振興基本計画策定委員会 第4回会議

【内 容】パブリックコメントの結果について、長浜市教育振興基本計画(案)の答申に ついて

【結 果】計画(案)をまとめ、委員長が市長へ計画(案)を答申した。

【担当課】教育委員会事務局教育総務課(☎74-3700)



市長へ答申書を手渡す杉江委員長(右)-

※詳しくは、市ホームページ (http://www.citv.nagahama.shiga.jp) をご覧ください。

# 長浜税務署からのお知らせ

#### ○所得税・消費税の決算・確定申告説明会

開催日	会 場	時間			
1月28日(金)	勤労者福祉会館 臨湖多目的ホール(港町)	13時~16時			

- ・給与所得や年金所得者等を中心とした確定申告書A様式の記載方法等
- ・事業所得、不動産所得や農業所得者等を中心とした確定申告書B様式の記載方法等
- ・消費税等の確定申告書の記載方法等
- \*説明会のため、確定申告書の提出や個別相談はできませんので、ご注意ください。

### ○サラリーマンや年金受給者のための還付申告受付会

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中 途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

開催日	会 場	受付時間
2月1日(火),15日(火)	長浜市民交流センター ふれあいホール (地福寺町)	9時30分~12時 13時~15時30分
2月3日(木)	長浜市役所高月支所 3階 3-B会議室(高月町渡岸寺)	
2月4日(金)	長浜市役所浅井支所 3階 大会議室(内保町)	

- ・年金受給者や給与所得者の医療費控除等の還付申告の受付
- ・年金受給者で、給与所得や農業所得がある人の申告
- ・中途退職(者)に係る還付申告の受付
- \* 各会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

問長浜税務署(☎62-614 4)税務署の電話は、自動音 声案内でご案内しています。

申申 くお少は 産税地 告告具こ持に、市税の、事 の書体とち関個内の課家業 手というの人で課税屋に 年度 自算 日(月)までに た目のの 定動 だに多人 資車土

た四務 は6課 各5資 | | 支 | 所 | 6 | 税 祉 2 ル 生31

のて申告してください。のて申告してください。とは、合併前の平成21年は、合併前の平成21年は、合併前の平成21年は、合併前の平成21年は、合併前の平成21年にか旧6町から送っのあった長浜市・旧のあった長浜市とがある。 い前 し、月つ にいし町 場年

軽自動車税は、原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバ イン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを、毎年4月 1日に所有している人に課税されます。他人へ譲ったり、故 障などで廃棄または盗難に遭い車両を有していない場合も、 名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかる ことになります。また所有者がお亡くなりの場合、名義変更 の手続きをしてください。

#### 【申請・問合せ窓口】

- ▶原動機付自転車・小型特殊自動車(旧1市8町ナンバーの車 両)は、市税務課、各支所福祉生活課へ
- ▶滋賀ナンバーの軽自動車は軽自動車検査協会(☎077-585-7103) http://www.keikenkyo.or.jp
- ▶125ccを超える二輪車(滋賀ナンバー)は、滋賀運輸支局 (**2**050-5540-2064)
- ※必要書類等は、それぞれ電話で問合せください。

## 転入や転出時には軽自動車の手続きも忘れずに!

- ▶長浜市(旧8町ナンバー含む)の車両は、市区町村役場で 廃車・登録の手続きをしてください
- ▶滋賀ナンバーの車両は、お住まいの軽自動車検査協会また は運輸支局で住所変更の手続きしてください

3月は申請窓口の混雑が予想されますので、お早めにお手続 きください。